

広島県物品等電子入札実施要領

平成 24 年 6 月 12 日制定

1 趣旨

この要領は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）を実施する場合の事務取扱について、法令、他の要綱・要領及び広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「利用者規約」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 対象

電子入札の対象となる契約は、次のとおりとする。

- (1) 物品（物品の購入）
- (2) 委託役務業務（建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 号）第 2 条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 2 条に定める業務及び(1)を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

3 総則

(1) 用語の定義

この要領において、次のアからコまでに掲げる用語は、次に定めるところによる。

- ア 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札等をいう。
- イ 書面入札 電子入札システムを使用しないで行う入札等をいう。
- ウ 利用登録者 電子入札システムを利用可能な者として登録されている者をいう。
- エ 電子参加 入札者が電子入札システムを利用して入札等に参加することをいう。
- オ 書面参加 入札者が電子入札システムを利用しないで入札等に参加することをいう。
- カ 電子入札者 電子入札システムを利用する入札参加資格者をいう。
- キ 書面入札者 電子入札者以外の入札参加資格者をいう。
- ク 開庁日 広島県の休日を定める条例（平成元年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日以外の日をいう。
- ケ 発注機関 電子案件を発注する県の機関をいう。
- コ 実施機関 電子入札を執行する県の機関をいう。

4 書面入札への変更

利用者規約第 14 条に規定する書面参加の方法で行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要な IC カードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なく IC カードの再取得の手続きを行っている場合に限る。
- (2) 破損、盗難等のため、電子入札に必要な IC カードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なく IC カードの再取得の手続きを行っている場合に限る。
- (3) 利用登録者の使用に係る電子計算機に障害が発生したとき。

(4) その他やむを得ない理由によって電子参加することができない状態となったとき。

5 ウイルスに対する対応

提出された入札参加資格確認申請書や入札書等がウイルスに感染していることが判明した場合は、実施機関の長は、直ちに処理作業を中止するとともに、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

6 電子入札の対象案件

利用者規約第7条に規定する電子入札システムを使用して行う入札等は、財務会計システムを使用して契約事務が行われている案件とし、その他の条件による電子案件とすることの適否の決定は、実施機関の長が行うものとする。

7 入札等の日時

利用者規約第12条各号に規定する入札等及び開札の日時の設定については、次の日時を基準とし、案件の内容等に応じて、実施機関において、適宜、適切な日時を設定するものとする。

- (1) 初度の入札等の開札時間は、午前9時を基準とする。
- (2) 再度の入札等の受付開始日時は、直前の開札日の午前10時を基準とする。
- (3) 再度の入札等の受付締切り日時は、直前の開札日の午後4時を基準とする。
- (4) 再度の入札等の開札日時は、受付締切り日の翌開庁日の午前9時を基準とする。

8 案件の変更等

利用者規約第9条の規定により案件登録の内容を変更する場合は、実施機関は、速やかに登録を修正するものとする。また、電子入札システムの機能的な原因等により、登録を修正できない場合は、当該案件の入札等を書面入札によって行うよう変更して、登録を取り消す等適切な処置を講じるものとする。

9 公告

一般競争入札である電子案件の公告には、一般競争入札事務処理要領に定める事項のほかに、電子案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

10 入札参加資格確認申請書に係る通知

実施機関は、利用者規約第10条の規定により、入札参加資格確認申請書の提出を受けたときは、当該申請書提出者に対して、入札参加資格確認申請書等受付通知書を電子入札システムにより発行するものとする。また、当該申請に対する審査結果について、同様の方法により、入札参加資格確認結果通知書を発行するものとする。

11 入札参加資格要件の審査

入札参加資格要件の確認及び審査は、発注機関が行うものとする。

12 指名通知等

指名競争入札である電子案件の指名通知書は、当該案件が電子案件であることを明示した上で、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。随意契約に係る見積依頼通知書についても同様とする。

13 入札書等提出後の辞退の取扱い

入札書等提出後から落札決定又は見積決定が行われる前までに入札等参加者から辞退届が提出され、それを実施機関が利用者規約第 16 条第 5 項の規定により受理した場合は、実施機関は、当該者の提出した入札書等を当該入札等に参加する資格のない者がした入札等として無効の扱いとするものとする。

14 書面参加における書類提出等

電子案件においては、書面入札者が行うべき行為及びこれに対して実施機関が行うべき行為は、次に定めるものを除き、書面入札の場合と同様とする。

(1) 入札書等

入札書等は、入札書等が在中している旨並びに提出者の商号又は名称及び当該入札等に係る電子案件の名称及び開札日の事項を記載した封筒に封入して、持参又は郵送（実施機関が特に認めた場合に限る。）により実施機関に提出するものとする。

(2) 提出された入札書等の取扱い

(1)の入札書等の提出があったときは、実施機関は、これを開封することなく入札箱その他の施錠できる場所に入れて、開札予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 27 日から施行する。